官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件（総務三一一）　一
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件（消防庁一二）　二

その他告示

○総務省告示第三百十一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を次のように定める。

令和八年八月十四日

総務大臣　林　芳正

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定による無線局の免許が有効であること。	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「災害救助法適用区域」という。）内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の免許人であって、令和八年七月二十六日から令和九年一月二十六日までの間に免許の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
二　電波法第二十七条の二十一の規定による無線局の登録が有効であること。	災害救助法適用区域内を登録人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所）とする無線局の登録人であって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に登録の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
三　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八条に規定する選挙人名簿登録証明書が有効であること。	災害救助法適用区域内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者のうち、選挙人名簿登録証明書の交付を受けたものであって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に当該選挙人名簿登録証明書の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
四　公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書が有効であること。	災害救助法適用区域内にある市町村の選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法施行令第五十九条の二第一号及び第二号に掲げる者に限る。）のうち、郵便等投票証明書の交付を受けたものであって、令和八年七月二十八日から令和九年一月二十六日までの間に当該郵便等投票証明書の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日
五　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十八条の規定により再免許の申請を行うことができること。	災害救助法適用区域内を免許人の住所又は無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、常置場所、主たる停泊港又は定置場）とする次に掲げる無線局の免許人 1　アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、特定実験試験局及び免許の有効期間が一年以内である無線局であって、令和八年八月二十八日から令和九年二月二十八日までの間に免許の有効期間が満了するもの	令和九年一月二十七日